

令和4年度第2回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議会議録

日時 令和5年3月1日(水)
午後1時55分から午後2時50分まで
場所 一宮市保健所 4階 大会議室

発言者	発言内容
<p>事務局 (清須保健所次長)</p>	<p>定刻より若干早いですが、出席予定の委員の皆様がそろわれましたので、只今から、令和4年度第2回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議を開催させていただきます。</p> <p>私は、会議の進行を務めさせていただきます清須保健所次長の上村と申します。よろしく申し上げます。</p> <p>開会にあたりまして、清須保健所長の栗木からごあいさつ申し上げます。</p>
<p>事務局 (清須保健所所長)</p>	<p>清須保健所長の栗木でございます。開会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。</p> <p>本日は、皆様方には大変お忙しい中、尾張西部圏域保健医療福祉推進会議に御出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃から皆様にはそれぞれのお立場で保健医療福祉行政の推進のため、格別の御理解と御協力をいただきまして、ありがとうございます。重ねて深くお礼申し上げます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の対応につきましても、いろいろと御尽力いただいているところでございますが、現在、感染もだいぶ落ち着きまして、2月27日からは病床フェーズをフェーズ1に、感染対策を嚴重警戒から警戒領域に移行しているところでございます。</p> <p>また、5月には感染症法上の5類感染症への位置付けの変更が計画されていますが、それに向けての検討を進めていきながら、また、これからも皆様の御協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>さて、本日の会議でございますが、愛知県地域保健医療計画に定める2次医療圏における保健医療福祉に関する施策につきまして、円滑かつ効率的に実施するために御意見をいただくとともに、関係者の皆様方との更なる連携を図ることを目的といたしまして年2回開催しているものでございます。</p> <p>本日は、お手元の会議次第のとおり、議題として、新たな地域災害拠点病院の指定に向けた進め方の確認と、令和6年度からの保健医療計画の作成につきまして、報告事項として、2つの議事を用意しています。</p> <p>地域の誰もがより健康で安心して暮らせる地域社会の実現を目指して、皆様方の御協力をいただきたいと思いますので、限ら</p>

事務局
(清須保健所次長)

れた時間ではありますが、活発で忌憚のない御意見、御提言をいただきたいと思えます。

簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

次に資料の確認をさせていただきます。

事前に、会議次第、出席者名簿、配席図、資料1、資料2-1から資料2-3、資料3-1から資料3-3、資料4-1、資料4-2、参考資料1から参考資料5、右肩に参考と記したものと、及び右肩に資料配付と記したものを配付させていただきました。

また、当日配付資料として、令和4年度清須保健所事業概要、令和4年度一宮市保健所事業概要、令和4年度尾張福祉相談センター事業概要、一宮児童相談センターの令和4年度版児童相談のあらましを机上に配付してあります。

もし、不足しているものがございましたら、お知らせくださるようお願いいたします。よろしいでしょうか。

事務局
(清須保健所次長)

次に本日の出席者でございますが、御出席いただきました皆様を御紹介するのが本来でございますが、時間の関係からお手元の名簿と配席図に代えさせていただきます。

また、本日の会議運営についてですが、新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みを3点、御案内させていただきます。

1点目、委員の皆様が発言される際に、事務局からのマイクのお届けを見合わせていますので、発言の際には、地声でゆっくりと発言していただきますようお願いいたします。

2点目、筆記用具につきましては、机上に配付していませんので、御理解をお願いします。

3点目、机上に配付してありますペットボトルのお茶を飲用した際につきましては、ペットボトルをお持ち帰りいただきますように御協力をお願いします。

また、本日の傍聴者はございません。

事務局
(清須保健所次長)

次に、議長の選出でございます。

本会議の議長につきましては、配付してあります当会議の開催要領第4条第2項により出席者の互選により決定することとなっております。

特に御異議がなければ、一宮市医師会長の櫻井様をお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

【異議なし】の声あり

<p>事務局 (清須保健所次長)</p>	<p>それでは、出席者の皆様の総意として、一宮市医師会長の櫻井様に議長をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、議長として指名を受けました櫻井でございます。よろしくお願いします。</p> <p>それでは、これから議事に入りますが、その前に委員の出欠状況及び本日の会議の公開・非公開の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (清須保健所次長)</p>	<p>開催要領第4条第3項に基づき委員の出欠状況につきまして、報告いたします。</p> <p>本会議の構成員の人数は、20名です。</p> <p>14時現在の出席委員数は18名、欠席委員数は2名です。</p> <p>以上のことから、開催要領第4条第3項に規定されている委員の過半数の出席がなされていることを報告します。</p> <p>また、当会議は、開催要領第5条第1項により原則公開となっております。</p> <p>したがって、すべて公開で行いたいと思います。</p> <p>なお、本日の会議での発言内容、発言者名につきましては、後日、愛知県のホームページに会議録として掲載することになりますので、あらかじめ御承知くださるようお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの報告のとおり、本会議は、委員の過半数の出席がなされていることを確認いたしました。</p> <p>また、事務局から説明があったとおり、すべて公開で議論したいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議題に入ります。(1)「災害拠点病院の地域災害拠点病院の指定に向けた進め方について」事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (清須保健所課長補佐)</p>	<p>清須保健所の蒲生です。</p> <p>災害拠点病院の地域災害拠点病院の指定に向けた進め方について着座にて説明いたします。よろしくお願いします。</p> <p>資料1を御覧ください。議題(1)は、令和5年1月30日付けで、稲沢市民病院から災害拠点病院指定への意向書が提出されましたので、今後、地域としての意見を集約していく流れについて、御確認いただくものでございます。</p> <p>1として、今回、災害拠点病院の追加指定を希望される医療施設の概要になります。稲沢市民病院になります。</p> <p>2として、災害拠点病院の種類としましては、基幹災害拠点病</p>

院、地域中核災害拠点病院及び地域災害拠点病院があり、今回の追加指定を希望される地域災害拠点病院は、地域中核災害拠点病院と連携して地域の災害医療体制の向上に努める役割を担う災害拠点病院であります。

3として、現在、本県全体では、災害拠点病院として、3ページの一覧のとおり、36病院が指定されています。

地域中核災害拠点病院及び地域災害拠点病院は、人口20万人に1か所を目標としていましたが、令和4年4月1日に目標を達成いたしました。

今後の令和4年度からの災害拠点病院の選定の方針については、県の広域二次救急医療圏を越えた広域整備目標等の具体的な方針は定められておらず、地域の意向を踏まえ、個別に県医療審議会5事業等推進部会で判断していくこととしています。

4として当地域の現状は、一宮市内では一宮市立市民病院と総合大雄会病院の2病院が地域中核災害拠点病院の指定を、稲沢市内では厚生連稲沢厚生病院の1病院が地域災害拠点病院の指定を受けています。

なお、清須市、北名古屋市及び西春日井郡豊山町内においては災害拠点病院として指定された医療機関はございません。

2ページを御覧ください。

5の背景ですが、災害医療の所管区域は、令和元年度に策定された医療救護行動マニュアルにおいて、南海トラフ巨大地震発生時の被害想定や地震、津波及び液状化等の危険予測を基に、受援側と支援側の考え方が導入されました。

当尾張西部区域は海拔ゼロメートル地帯が全域に広がっている海部区域への支援の役割を求められています。

また、令和2年4月1日から、災害医療の所管区域が一宮市、稲沢市、清須市、北名古屋市及び西春日井郡豊山町の5市町に広域化されています。

そして、令和3年度までは、県は広域整備目標を達成するため、未指定地域での災害拠点病院の指定を優先していましたが、令和3年度をもってこの目標が達成されたため、令和4年度からは地域の事情に応じた追加指定も可能となりました。

そのため、指定に向けた地域の意見集約が必要となり、6の意見集約の流れを今回、議題としているものであります。

参考資料1を御覧ください。

県災害拠点病院設置要綱第2条2において、指定にあたっては、圏域保健医療福祉推進会議及び県医療審議会5事業等推進部会の意見を聴くものとされています。

その意見を提出するまでの前段階の意見集約の順序については資料1の2ページの右側を御覧ください。

	<p>まず、地域の関係機関等との協議を経て、地域災害医療部会での意見聴取を行い、賛成となった計画について、当会議で地域の意見として集約し、県医療審議会5事業等推進部会に提出します。</p> <p>改めて申し上げますが、本日は、今後、稲沢市民病院の災害拠点病院への指定に向け、地域の意見の集約を6(2)に記載した順序により進めていくことについて、委員の皆様にご承認いただきたいというものでございます。以上が説明になります。</p>
議長	<p>ただ今の説明について、御意見、御質問等がございましたら、お願いします。</p>
稲沢市長	<p>稲沢市長の加藤でございます。</p> <p>稲沢市民病院の地域災害拠点病院の指定に向けて御審議いただきありがとうございます。</p> <p>資料1の2ページの6(2)意見集約の順序についてですが、一宮市、稲沢市、清須市、北名古屋市及び西春日井郡豊山町に関係するということではありますが、今回の会議は一宮市と稲沢市の二つでございますが、清須市、北名古屋市及び豊山町についてはどのような流れで協議を進めていくのでしょうか。</p>
事務局 (清須保健所課長補佐)	<p>こちらにつきましては、稲沢市民病院さんから、地域の関係機関であるそれぞれの医師会等に独自にあたっていただくこととなります。</p>
議長 社会医療法人杏嶺会 理事長	<p>他に何か御質問、御意見等はございますか。</p> <p>参考資料1の第4条(1)アのところで、複数のDMATを保有することとありますが、複数とは一般的にどのような単位になりますでしょうか。またDMATというのは、指定に関して何か審査のようなものがあるのでしょうか。</p>
事務局 (医務課主任)	<p>愛知県医務課の江尻と申します。</p> <p>DMATについてですが、基本的に医師1名、看護師2名、業務調整員1名の4名を1隊として考えていまして、県や国の研修を受けてDMAT隊員として登録された方々がDMAT隊として登録されます。</p> <p>また、複数というのは、4名のチームが複数あるということになります。4名と4名で2チームなど。</p>
議長	<p>他に何か御質問、御意見等はございますか。</p>

<p>一宮市社会福祉協議会 会長</p>	<p>一宮市社会福祉協議会の真野と申します。</p> <p>いただいた資料の考え方を確認したいのですが、資料1の3ページに表がございますが、この中の人口というのは、欄外に出典として、愛知県の人口、愛知県人口動向調査結果、月報と記載されていますが、実際、各自治体は毎月人口を1日付けで公表していると思いますが、それとの間に差異があるように思われます。</p> <p>例えば、一宮市だとこの2月1日付けで38万の人口を割ったという発表がございましたが、この資料の数字を見ると令和4年12月1日現在で37万6千人ほどとすでに38万人を割っており、各自治体が発表している人口とこの表の人口の差の合計が尾張西北部の4市1町でおそらく8千人ほど違うと思われます。</p> <p>県全体をブロックごとに分けたときに、人口がいろいろと指定する際の判定材料になると思うのですが、この差異というのは許容範囲ということになるのでしょうか。</p>
<p>事務局 (医務課主任)</p>	<p>愛知県医務課の江尻と申します。</p> <p>人口については、出典の関係で少し数字が変わってきているかと思いますが、資料1にございますとおり、人口20万人に1か所という基準で地域中核災害拠点病院・地域災害拠点病院を指定するという点に関しては、基本的には目安となっていますので、必ずしも人口20万人に1か所指定するという訳ではないこととなります。</p>
<p>一宮市社会福祉協議会 会長</p>	<p>基礎自治体が発表している人口と資料1の人口が違うというのは、災害拠点病院を整備していく上で許容範囲ということでしょうか。</p>
<p>事務局 (医務課主任)</p>	<p>当面の方針としては県で把握・計算している人口に基づいて指定を進めさせていただきたいと思っています。</p> <p>その上で人口のところで異なる数字が出て問題があれば、それに対して対応する形になるかと思っています。</p>
<p>議長</p>	<p>もしもう少し詳しい回答の御希望がありましたら、後日、回答をお願いしてもよろしいでしょうか。</p> <p>人口20万人が目安の基準ということで、今回の人口の差に関しては設置の数が増えるとかそのようなレベルではないと私は解釈いたしました。</p> <p>他に何か御質問、御意見等はございますか。</p>
<p>社会医療法人杏嶺会 理事長</p>	<p>私見ですが、この地域は液状化現象も起きますし、人口の基準にとらわれずに、あればあるだけ災害拠点病院があったほうがこ</p>

稲沢市民病院院長	の地域にとっては良いと思います。
	私見ではありますが、責任者として、前職は中核の災害拠点病院に在りまして、このようなことを色々と検討していました。
	上林先生がおっしゃったとおり、愛知県は人口比というよりは地盤とかそのようなところで考えたほうが良いと思います。
	現在36拠点あるのですが、実際3.11のような有事が起こった場合、多くが機能しなくなると思います。
	名古屋市内の大きな拠点病院も果たして十分機能できるのかというところがございまして、機能するところがしかるべき機能を続けるということで、災害拠点病院であろうとなかろうと、行うことは一緒になると思います。
	今回の意向に関しては、地域や病院内でも災害に対する意識付けという意味で、災害拠点病院の指定を受けることにより、DMATを作るなど、災害に対する準備がより強くなるのではないかという発想がありましたので、確かに人口比から見ますとこの辺りは3病院あれば良いということになります。地盤なども考慮しますと、実際有事のときにどうなるかもわかりませんので、今回意向書を出すこととなりました。
議長	指定の条件などもあり一朝一夕には数を増やすのは難しいとは思いますが、そのような意識をもって進めていかなければいけないかなと思います。
	他に何か御質問、御意見等はございますか。よろしいでしょうか。
	それでは、議題（1）について、開催要領に基づき採決を行います。
	議題（1）「災害拠点病院の地域災害拠点病院の指定に向けた進め方について」説明のとおり、承認とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。
	【賛成者 挙手】
議長	挙手全員と認めます。
	よって、本議案は、全員一致で、事務局案が承認されました。
	続きまして、議題の（2）「愛知県地域保健医療計画の見直しについて」事務局から説明をお願いします。
事務局	引き続き説明させていただきます。
(清須保健所課長補佐)	資料2-1を御覧ください。資料は、令和5年2月15日の水曜日に開催された県医療審議会医療体制部会において承認され

た内容になります。

1として趣旨についてです。医療法第30条の4の規定に基づき、都道府県は医療提供体制の確保を図るための計画を定めることとされています。本県では、愛知県地域保健医療計画として、医療計画を策定しています。

昭和62年8月の策定から過去9回の見直しを経て、現在の愛知県地域保健医療計画に至っていますが、現在の愛知県地域保健医療計画の計画期間が令和5年度までとなっているため、計画を見直し、令和6年3月を目途に次期医療計画を公示したいと考えています。

2の計画期間についてです。医療計画は、医療法第30条の6第2項の規定により、6年ごとに必要があると認めるときは変更するとされているため、次期医療計画の計画期間を令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

3の見直し方針についてです。今年度末に提示される予定の国の医療計画作成指針等を踏まえ、見直し作業を進める予定であります。現在、国において指針の見直しが進められていますが、参考資料4のとおり、昨年12月28日に中間とりまとめが示されています。

(1)について、次期医療計画は、引き続き計画本文及び別表で作成します。

(2)について、現行計画では愛知県地域保健医療計画と別に2次医療圏ごとの医療圏保健医療計画を別冊で作成していますが、次期医療計画では、医療圏計画を県地域保健医療計画の本文に統合し、一項目とし、医療圏項目とします。見直しポイントとして、医療計画の内容に図表を取り込むなど、記載内容を精査し、県民にわかりやすい計画とします。なお、統合した場合においても、具備される内容に変更はありません。当圏域会議では、医療圏計画の見直し作業を行っていくこととなります。

(3)について、新興感染症発生・まん延時における医療を追加し、5事業から6事業とします。詳細な記載項目については、今年度末に国が示す指針により、決定することとします。

(4)について、医療計画では、一般病床や療養病床の整備を図る地域的単位として、2次医療圏を設定することとされていますが、愛知県地域医療構想において設定した構想区域や、老人福祉圏域等を考慮しながら2次医療圏について検討を行います。

(5)基準病床数について、年度末に国から示される算定方法に基づき、見直しを図ります。

(6)について、現行の計画をベースとして、掲載しているデータや現状の時点修正等を行い、必要に応じて課題や今後の方策、指標について見直しを行うこととしています。

(7)について、本県において介護保険事業支援計画として策定している愛知県高齢者福祉保健医療計画との整合性を図っていきたいと考えています。

(8)について、外来医療計画及び医師確保計画についても、計画期間が令和5年度までとなっているため、同様に見直しを行います。

4の調査についてです。基準病床数算定のため、県内医療機関の入院患者の受療動向を調査するため、患者一日実態調査を行うとともに、愛知県医療機能情報システムのあいち医療情報ネット及び病床機能報告結果を活用し、県内医療機関の入院患者の受療動向を調査します。

5の見直し体制についてです。まず、計画の見直し全体に関しては、愛知県医療審議会に諮問し、答申をいただくこととします。県計画は医療審議会医療体制部会において審議、検討を行っていきます。医療圏計画については、当保健医療福祉推進会議において審議、検討を進めますが、具体的な作業については、前回の見直しと同様、圏域会議の下に保健医療計画策定委員会を設置し、当該圏域の計画案を作成することとします。

6のスケジュールの予定についてです。スケジュールは2ページ目のように予定しています。医療審議会には、昨年11月に医療計画の策定について諮問をし、先日の令和5年2月15日の医療体制部会において資料2-2のとおり計画の作成要領を定めています。

資料2-3を御覧ください。本日、保健医療計画策定委員会の設置について御承認いただければ、今後、ここに記載した各機関から委員を推薦していただき、保健医療計画策定委員会を立ち上げ、保健医療計画策定委員会において見直し作業を進めていきたいと考えています。なお、参考資料5が現行の医療圏計画になります。説明は以上です。

議長

ただ今の説明について、御意見、御質問等がございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

それでは、議題(2)について、開催要領に基づき採決を行います。

議題(2)「愛知県地域保健医療計画の見直しについて」説明のとおり、承認とすることに賛成の方は、挙手願います。

【賛成者 挙手】

議長

挙手全員と認めます。

よって、本議案は、全員一致で、事務局案が承認されました。

	<p>それでは、この「愛知県地域保健医療計画の見直しについて」の尾張西部医療圏保健医療計画策定委員会のメンバーについてですが、人選を進めるにあたり、氏名の確認につきましては、議長一任とさせていただきます。よろしいでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>【異議なし】の声あり</p> <p>それでは、氏名の確認につきまして、議長一任とさせていただきます。</p> <p>これもちまして、議題を終了させていただきます。</p> <p>次に、報告事項(1)「愛知県病院開設等許可事務取扱要領の一部改正について」事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (清須保健所課長補佐)</p>	<p>資料3-1を御覧ください。1として、経緯としては、令和3年度の県医療審議会において、病床を有する医療機関に関して、医療法人を合併する際の当該医療審議会での審議プロセスについて検討のうえ、報告するよう求められ、一部改正に至ったものでございます。</p> <p>2の審議のプロセスですが、医療法人の合併により既存の病床を有する医療機関の開設者変更を伴う場合、各構想区域の地域医療構想推進委員会において協議を行いますが、こちらで協議が整わなかった場合、医療審議会医療体制部会において、審議をすることには変わりはありませんが、とりわけ、右ページのイの医療機関間の病床の移動や医療機関の合併を伴う場合、従前では愛知県病院開設等許可事務取扱要領の適用除外であり、地域医療構想推進委員会の協議結果を問わず、医療法上の開設許可又は一部変更許可により可能でした。</p> <p>しかし、今後は医療機関間の病床の移動や医療機関の合併を伴う場合、地域医療構想推進委員会で承認されたもののみ認めることとし、この旨、同事務取扱要領を改正したものであります。</p> <p>なお、参考において、病院の開設等における審議のイメージを添付しています。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の説明について、御意見、御質問等がございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。</p> <p>続きまして、報告事項(2)「尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会の状況について」事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (清須保健所課長補佐)</p>	<p>資料4-1及び資料4-2により、尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会の開催状況を御報告します。</p> <p>資料4-1は令和4年9月29日に開催しました令和4年度</p>

第2回尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会になります。

議題は2つで、1つ目は有床診療所の2025年における4疾病5事業及び在宅医療の医療提供体制で担う役割、病床の役割及び4機能別病床数について協議し、承認されました。

2つ目は民間病院の2025年における4疾病5事業及び在宅医療の医療提供体制で担う役割及び4機能別病床数について協議し、承認されました。

なお、報告事項につきましては、外来機能報告・紹介受診重点外来を始め2点がございました。

資料4-2は令和5年2月24日に開催しました令和4年度第3回尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会になります。

議題は2つで、1つ目は公的医療機関等2025プラン及び公的医療機関等2025プランに準じた事業計画についてです。

厚生連稲沢厚生病院、総合大雄会病院及び大雄会第一病院のプランの修正について協議を行いました。

協議にあたっては、当該医療機関の関係者が出席し、プランの説明を行いました。

協議の結果、全てのプランの修正に合意が得られました。

2つ目は回復期病床整備事業費補助金についてです。

回復期病床の整備予定の医療機関から回復期病床整備計画書の提出が1件あり審議を行いました。

審議にあたって、当該医療機関の関係者が出席し、整備計画の説明を行いました。

審議の結果、整備計画に合意が得られました。

報告事項につきましては、特定労務管理対象機関の指定についてを始め、記載のとおり6点がございました。説明は以上です。

議長

ただ今の説明について、御意見、御質問等がございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

事務局、その他として何かありますか。

事務局
(清須保健所次長)

事務局から1点申し上げさせていただきたいことがございます。

配付させていただいています令和4年9月30日現在の既存病床数、令和4年度清須保健所事業概要、令和4年度一宮市保健所事業概要、令和4年度尾張福祉相談センター事業概要及び児童相談のあらまし令和4年度版については、お帰りになられてから、お時間のあるときに、御覧いただければと思います。

また、疑問点等ございましたら、それぞれの行政機関まで連絡いただければ、御説明させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長	出席委員の方々から他に何かございましたら、よろしくお願ひします。
一宮市保健所所長	資料1の3ページの人口の件ですが、私も社会福祉協議会長と同じ報告を見ているものですから、2月の発表で一宮市の人口が38万人を割ったというのは認識しているのですが、あれはもしかしたら日本人だけの集計ではないでしょうか。
稲沢市長	そのようなことはございません。今調べたのですが、資料の出典となっている愛知県の人口動向調査結果というのは前の国勢調査を基に推計していて、国勢調査の人口は稲沢市もそうなのですが、だいたい住民基本台帳よりも少ないですから、そういうことで差が出ているのだと思います。
議長	他に何かございますか。よろしいでしょうか。 他に御意見等もないようですので、これをもちまして、議事を終了させていただきます。 皆様の御協力により、議事が円滑に進みましたこととお礼申し上げます。ありがとうございました。 それでは、事務局へ進行を戻します。
事務局 (清須保健所次長)	ありがとうございました。 閉会にあたりまして、清須保健所長からごあいさつ申し上げます。
事務局 (清須保健所所長)	本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。 皆様方には、今後ともこの地域の保健医療福祉推進に関しまして、引き続き御支援、御協力いただきますようお願いいたしまして、簡単ではございますが、閉会のお礼とさせていただきます。どうもありがとうございました。
事務局 (清須保健所次長)	これをもちまして、令和4年度第2回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議を終了させていただきます。 本日はありがとうございました。